

公告第14号

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部改正について

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成19年9月5日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成19年9月14日

長野県市町村職員共済組合
理事長 林 新一郎

遺族共済年金補完事業に関する規程の一部を改正する規程

遺族共済年金補完事業に関する規程(平成5年規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第1の4までを次のように改める。

別表第1(第7条、第8条、第9条、第12条関係)

①ベストプラン(Aコース)

年 齢	支給 期間	年 金 月 額			支給総額	月 額 掛 金		年金原資
		初回上乘 年金月額	初年度	最終年度		男 性	女 性	
歳 ～35	年 25	30万円	約 万円 12.0	約 万円 14.8	約 万円 4,062	円 2,994	円 1,825	万円 3,435
36～40	20		14.5	17.2	3,840	3,918	3,006	3,370
41～45	15		15.0	17.1	2,919	4,238	2,958	2,658
46～50	10		15.0	16.3	1,911	4,371	2,847	1,807
51～55	5		15.0	15.6	948	3,579	2,130	930
56～60	5		15.0	15.6	948	5,492	2,733	930

②ベタープラン (Bコース)

年 齢	支給 期間	年 金 月 額			支給総額	月 額 掛 金		年金原資
		初回上乘 年金月額	初年度	最終年度		男 性	女 性	
~35	25	30万円	約 10.0 万円	約 12.4 万円	約 3,390 万円	2,500 円	1,524 円	2,867 万円
36~40	20		10.0	11.9	2,658	2,717	2,084	2,334
41~45	15		10.0	11.4	1,956	2,845	1,986	1,782
46~50	10		10.0	10.9	1,284	2,944	1,917	1,215
51~55	5		10.0	10.4	642	2,430	1,446	630
56~60	5		10.0	10.4	642	3,725	1,854	630

③ステッププラン (Cコース)

年 齢	支給 期間	年 金 月 額			支給総額	月 額 掛 金		年金原資
		初回上乘 年金月額	初年度	最終年度		男 性	女 性	
~35	25	30万円	約 7.2 万円	約 8.9 万円	約 2,449 万円	1,809 円	1,103 円	2,073 万円
36~40	20		7.2	8.5	1,922	1,968	1,510	1,689
41~45	15		7.2	8.2	1,417	2,066	1,442	1,292
46~50	10		7.2	7.8	932	2,144	1,396	883
51~55	5		7.2	7.4	470	1,787	1,063	462
56~60	5		7.2	7.4	470	2,735	1,362	462

別表第1の2 (第7条、第8条、第9条、第12条関係)

①ベストプラン (Aコース) ボーナス支給プラン

年 齢	支給 期間	ボ ー ナ ス 支 給 額		支給総額	ボ ー ナ ス 払 掛 金		年金原資
		初年度	最終年度		男 性	女 性	
~35	25	約 11.0×2 万円	約 13.6×2 万円	約 617 万円	2,746 円	1,672 円	521 万円
36~40	20	15.0×2	17.8×2	657	4,049	3,105	576
41~45	15	25.0×2	28.5×2	802	7,037	4,913	730
46~50	10	30.0×2	32.7×2	627	8,658	5,639	593
51~55	5	30.0×2	31.2×2	306	6,963	4,146	300
56~60	5	30.0×2	31.2×2	306	10,707	5,328	300

②ベタープラン (Bコース) ボーナス支給プラン

年 齢	支給 期間	ボ ー ナ ス 支 給 額		支給総額	ボーナス払掛金		年金原資
		初年度	最終年度		男 性	女 性	
歳 ～35	25年	約 万円 13.0×2	約 万円 16.1×2	約 万円 728	円 3,241	円 1,974	万円 615
36～40	20	30.0×2	35.7×2	1,314	8,099	6,209	1,152
41～45	15	30.0×2	34.2×2	963	8,445	5,895	876
46～50	10	30.0×2	32.7×2	627	8,658	5,639	593
51～55	5	30.0×2	31.2×2	306	6,963	4,146	300
56～60	5	30.0×2	31.2×2	306	10,707	5,328	300

③ステッププラン (Cコース) ボーナス支給プラン

年 齢	支給 期間	ボ ー ナ ス 支 給 額		支給総額	ボーナス払掛金		年金原資
		初年度	最終年度		男 性	女 性	
歳 ～35	25年	約 万円 28.5×2	約 万円 35.3×2	約 万円 1,596	円 7,104	円 4,327	万円 1,348
36～40	20	28.5×2	33.9×2	1,249	7,698	5,902	1,095
41～45	15	28.5×2	32.5×2	915	8,030	5,606	833
46～50	10	28.5×2	31.0×2	595	8,220	5,354	563
51～55	5	28.5×2	29.6×2	290	6,615	3,939	285
56～60	5	28.5×2	29.6×2	290	10,172	5,062	285

別表第1の3 (第7条、第8条、第9条、第12条関係)

子供成長支援プラン

年 齢	小学生コース			中学生コース			高校生コース			大学生コース			月額掛金 (子供1人)		年金 原資
	年金支 給年額	支給 期間	支給 総額	男 性	女 性										
歳 ～35													円 540	円 330	500 万円
36～40	約		約	約		約	約		約	約		約	725	555	
41～45	36.5	15年	548	52.9	10年	529	73.9	7年	517	102	5年	510	990	690	
46～50	万円		万円	1,460	950										
51～55													2,195	1,305	
56～60													3,190	1,600	

別表第1の4 (第7条、第7条の2、第8条、第9条、第12条関係)
退職後継続プラン

年 齢	支 給 額 及 び 月 額 掛 金					
	約月額5. 1万円×5年		約月額7. 1万円×5年		約月額5. 0万円×10年	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
歳	円	円	円	円	円	円
18	1,377	834	1,928	1,168	2,617	1,585
19	1,407	846	1,970	1,184	2,674	1,607
20	1,431	861	2,003	1,205	2,719	1,636
21	1,461	873	2,045	1,222	2,776	1,659
22	1,494	891	2,092	1,247	2,839	1,693
23	1,521	906	2,129	1,268	2,890	1,721
24	1,557	924	2,180	1,294	2,959	1,756
25	1,587	942	2,222	1,319	3,016	1,790
26	1,626	957	2,276	1,340	3,089	1,819
27	1,665	975	2,331	1,365	3,164	1,853
28	1,701	996	2,381	1,394	3,232	1,892
29	1,746	1,017	2,444	1,424	3,317	1,933
30	1,788	1,038	2,503	1,453	3,397	1,972
31	1,833	1,056	2,566	1,478	3,483	2,006
32	1,881	1,080	2,633	1,512	3,574	2,052
33	1,932	1,104	2,705	1,546	3,671	2,098
34	1,983	1,128	2,776	1,579	3,768	2,143
35	2,040	1,152	2,856	1,613	3,876	2,189
36	2,094	1,179	2,932	1,651	3,979	2,241
37	2,154	1,206	3,016	1,688	4,093	2,291
38	2,220	1,230	3,108	1,722	4,218	2,337
39	2,283	1,260	3,196	1,764	4,338	2,394
40	2,352	1,293	3,293	1,810	4,469	2,457
41	2,424	1,320	3,394	1,848	4,606	2,508
42	2,499	1,356	3,499	1,898	4,749	2,576
43	2,580	1,389	3,612	1,945	4,902	2,640
44	2,664	1,422	3,730	1,991	5,062	2,702
45	2,751	1,461	3,851	2,045	5,227	2,776
46	2,841	1,497	3,977	2,096	5,398	2,845
47	2,937	1,539	4,112	2,155	5,581	2,925
48	3,036	1,581	4,250	2,213	5,768	3,004
49	3,138	1,620	4,393	2,268	5,962	3,078
50	3,246	1,665	4,544	2,331	6,167	3,164
51	3,360	1,707	4,704	2,390	6,384	3,244
52	3,483	1,755	4,876	2,457	6,618	3,335
53	3,606	1,800	5,048	2,520	6,851	3,420
54	3,738	1,851	5,233	2,591	7,102	3,517
55	3,873	1,902	5,422	2,663	7,359	3,614
56	4,020	1,956	5,628	2,738	7,638	3,716
57	4,173	2,016	5,842	2,822	7,929	3,830
58	4,335	2,079	6,069	2,911	8,237	3,951
59	4,506	2,148	6,308	3,007	8,561	4,081
60	4,692	2,223	6,569	3,112	8,915	4,224

注) 月額掛金は、下記に定める加入総保険金額の区分に応じて、それぞれの加入額100万円当たりの割引額を控除

団体制度専用料率による控除額

加入総保険金額	10億円以上	30億円以上	100億円以上	300億円以上
割引額（加入額100万円当たり）	20円	30円	35円	40円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2、第8条、第9条、第12条関係）

ホームヘルパープラン（配偶者コース）

年齢	支給期間	1口					2口						
		年金月額		支給総額	月額掛金		年金原資	年金月額		支給総額	月額掛金		年金原資
		初年度	最終年度		男性	女性		初年度	最終年度		男性	女性	
歳 ～35	5年	約 5.0 万円	約 5.2 万円	約 306 万円	円	円	300 万円	約 10.0 万円	約 10.4 万円	約 612 万円	円	円	600 万円
36～40					261	159					696	534	
41～45					477	333					954	666	
46～50					723	471					1,446	942	
51～55					1,149	684					2,298	1,368	
56～60					1,767	879					3,534	1,758	

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行し、平成19年10月分月額掛金から適用する。